担当課(子ども家庭課)

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	地域型保育の運営等に関する基準	市が考える 市民等への影響						
名称	流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例		〈メリット〉 地域型保育事業の質の確保と待機児童解消の一助となることが見込まれる。					
概要	要 地域型保育事業(①小規模保育、②家庭的保育、③居宅訪問型保育、④事業所内保育)の設備と運営に関する基準を定める。							

(1)市民参加の対象事項について

市民参加の	対象事項に該当するもの(条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手続を実施しないもの(第5条第2項の規定)				
	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更		(1)軽易なもの			
	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃		(2)緊急に行わなければならないもの			
	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更		(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの			
	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない	詳しい理由			
	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更					
	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合					

(2)市民参加の手法について

市	民会	加の7	5法(条例	第6:	圣第1	1項)
.,.	~~	w ,	J 144 .	~ >	A, O,	~~	

実施方法			実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由											
			審議会等	H26 4/25、5/9	審議委員(専門家、公募の市民等)	流山市子ども・子育て会議	・審議会											
複数実施			パブリックコメント手続				平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートする予定であり、新制度開始に伴い子ども・子育て支援事業計画の策定、関連 条例等を整備する必要がある。当該審議会(流山市子ども・子育て会議)では既に計画策定の審議中であり、関連条例等についても											
	複 数		意見交換会	H26 7/26、7/27	全市民等	タウンミーティング	「同審議会において同様に専門的な見地から審議することが適当であると考える。 ・意見交換会(タウンミーティング)											
	実施		公聴会				当該条例は、子ども、子育て支援といった市民生活に密接に関連する事項であることからも、素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できることから、当初パブリックコメントの実施を検討していた。また、新制度の開始に伴う事務手続きの開											
	,,,		政策提案制度				始時期や、市民等の関係者への周知期間を考慮するに、平成26年9月議会での条例案の提出が必要である。しかしながら、当該条例等の基準に係る府省令等の公布が遅れたことから、パブリックコメントの実施に係る事務手続きの準備期間が不足しているため、											
			その他				素案に対する具体的な案を直接聞くことのできるタウンミーティングを実施することが適当であると考える。											

(3)市民参加のスケジュール(予定)

平成2	5年度	平成26年度										平成27年度			
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月
		審議会(諮問・答	(中等)												
					タウンミーラ	ティング									
					•	-									

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容•理由	変更項目	変更日	変更内容•理由
市民参加の手法	平成27年2月1日	市民参加の手法の変更(パブリックコメントから意見交換会(タウンミーティング))			